

津市新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱

平成 18 年 6 月 30 日訓第 210 号

改正 平成 21 年 3 月 26 日訓第 9 号
平成 23 年 3 月 18 日訓第 13 号
平成 23 年 7 月 7 日訓第 39 号
平成 24 年 3 月 15 日訓第 6 号
平成 26 年 7 月 31 日訓第 48 号
平成 30 年 3 月 30 日訓第 16 号
令和 4 年 2 月 7 日訓第 1 号
令和 6 年 3 月 28 日訓第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新エネルギー利用設備の普及を図り、環境への負荷の少ない新エネルギーの導入促進に資するため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同住宅 同一棟に 2 世帯以上がそれぞれ独立して居住する構造の住宅をいう。
- (2) 事業所 物の生産や販売、サービスの提供を、従業者と設備を有して、継続的に行われている場所をいう。
- (3) 集会所 自治会がその責任と負担において管理する建築物で住民がその地域において自主的な活動を行うに当たって、会議、集会等に供するものをいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「新エネルギー利用設備設置費補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、本市の区域内において、次の各号のいずれかの事業（以下

「補助事業」という。)を行う者に対して、補助金の交付の対象となる設備(以下「対象設備」という。)の設置費用をその対象として、1年度内1回に限り、これを交付するものとする。

(1) 自己の居住の用に供する住宅、共同住宅、事業所及び集会所(それぞれ新築するものを含む。以下「住宅等」という。)への対象設備の設置

(2) 対象設備が設置された自己の居住の用に供する新築住宅の購入

2 前項の規定にかかわらず、対象設備の施工又は販売を業として営む者が、販売促進のみを目的として設置する場合は、これを交付しない。

(対象設備)

第5条 対象設備は、次に掲げる新エネルギー利用設備とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する太陽光発電システム

ア 配電線と連系し、逆潮流を行うものであること。

イ 設置前において使用に供されたものでないこと。

ウ 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転(自動起動及び自動停止をいう。)を行うものであること。

エ 増設されるものでないこと。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当する小型風力発電システム

ア 発電機の定格出力が200ワット以上であること。

イ 設置前において使用に供されたものでないこと。

ウ 強風時における安全対策が施されているものであること。

エ 騒音等への対策が施されているものであること。

オ プロペラ等の回転部に容易に人が接触することがないように、人の手の届かない高さに設置又は周囲に柵を設ける等の措置が講じられていること。

カ 増設されるものでないこと。

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する家庭用燃料電池システム

ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会の指定する家庭用燃料電池システムであること。

イ 設置前において使用に供されたものでないこと。

ウ 増設されるものでないこと。

(4) 次に掲げる要件のいずれにも該当する定置型蓄電池

ア 国の戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業の対象となる補助対象設備であること。

イ 第1号の太陽光発電システムと同時に設置されるものであること。

ウ 設置前において使用に供されたものでないこと。

エ 増設されるものでないこと。

オ 停電時のみに利用する非常用予備電源ではないこと。

(5) 次に掲げる要件のいずれにも該当する電気自動車等充給電設備

ア 国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（V2H充放電設備・外部給電器）交付事業の対象となる補助対象設備であること。

イ 第1号の太陽光発電システムと同時に設置されるものであること。

ウ 設置前において使用に供されたものでないこと。

エ 増設されるものでないこと。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる対象設備の区分に応じ、当該各号に掲げる額とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(1) 太陽光発電システム 自己の居住の用に供する住宅、共同住宅及び事業所にあつては別表第1、集会所にあつては別表第2の左欄に掲げる太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（以下「最大出力値」という。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

(2) 小型風力発電システム、家庭用燃料電池システム、定置型蓄電池及び電気自動車等充給電設備 1件当たり6万円

（交付申請の期限）

第7条 規則第3条第1項の別に定める期日は、第4条第1項第1号に規定する補助事業の場合にあつては対象設備の設置工事に着手する日の10日前の日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日。以下同じ。）とし、同項第2号に規定する補助事業の場合にあつては対象設備を購入し、引渡しを受ける日の10日前の日とする。

（添付書類）

第8条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 対象設備を設置する住宅等又は購入する新築住宅の付近の見取図

- (2) 設置する設備の製品カタログの写し
- (3) 対象設備の設置に係る見積書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(実績の報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

(1) 完了写真

ア 対象設備を設置した建物の全景が分かる写真

イ 太陽電池モジュールの枚数及びパワーコンディショナーの設置状況が分かる写真（太陽光発電システムに限る。）

ウ 対象設備の設置状況が分かる写真（太陽光発電システムを除く。）

(2) 設置費用に係る領収書（申請者宛てのものに限る。）の写し又はこれに準ずるもの

(3) 太陽電池モジュールの配置図（太陽光発電システムに限る。）

(4) 電力会社との電力受給契約（申請者に係るものに限る。）の内容が分かるもの（太陽光発電システムに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助事業が完了した日は、対象設備が太陽光発電システムである場合にあっては系統連系・電力受給開始日とし、対象設備が小型風力発電システム、家庭用燃料電池システム、定置型蓄電池又は電気自動車等充給電設備である場合にあっては対象設備の設置工事が完了し、引渡しを受けた日とする。ただし、複数の異なる対象設備を同時に設置する場合にあっては、それぞれの対象設備に係る補助事業が完了した日のいずれか遅い日とする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、補助事業が完了した日から起算して17年（家庭用燃料電池システム、定置型蓄電池及び電気自動車等充給電設備にあっては、6年）を経過した日とする。

(協力)

第11条 市長は、補助事業を行う者に対し、対象設備に係るアンケートへの協力を求めることができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓は、平成 18 年 7 月 14 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に実施した補助事業について適用する。

(交付申請期限の特例)

- 2 平成 18 年 4 月 1 日からこの訓の施行の日（以下「施行日」という。）までに実施した補助事業に係る規則第 3 条第 1 項の別に定める期日は、第 6 条の規定にかかわらず、同年 8 月 31 日とする。

(実績の報告の特例)

- 3 平成 18 年 4 月 1 日から施行日までに完了した補助事業に係る規則第 12 条の規定による実績報告書（規則第 6 号様式）の提出は、第 8 条の規定にかかわらず、同年 8 月 31 日までに行わなければならない。

附 則（平成 21 年 3 月 26 日訓第 9 号）

- 1 この訓は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市家庭用新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 18 日訓第 13 号）

- 1 この訓は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市家庭用新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 7 月 7 日訓第 39 号）

(施行期日)

- 1 この訓は、平成 23 年 7 月 8 日から施行し、改正後の津市新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、同年 4 月 1 日以後に実施した補助事業について適用する。

(交付申請の期限の特例)

- 2 平成 23 年 4 月 1 日からこの訓の施行の日（以下「施行日」という。）までに実施した新要綱第 4 条第 1 項第 1 号に規定する補助事業（自己の居住の用に供する住宅への対象設備の設置に係る部分を除く。）に係る規則第 3 条

第1項の別に定める期日は、第7条の規定にかかわらず、同年8月31日とする。

（実績の報告の特例）

- 3 平成23年4月1日から施行日までに完了した新要綱第4条第1項第1号に規定する補助事業（自己の居住の用に供する住宅への対象設備の設置に係る部分を除く。）に係る規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、第9条の規定にかかわらず、同年8月31日までに行わなければならない。

附 則（平成24年3月15日訓第6号）

- 1 この訓は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月31日訓第48号）

この訓は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓第16号）

- 1 この訓は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月7日訓第1号）

この訓は、令和4年2月7日から施行し、改正後の第5条第3号の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和6年3月28日訓第23号）

- 1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市新エネルギー利用設備設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する補助事業について適用し、同日前に実施した補助事業については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 6 条関係）

単位

円

最大出力値	補助金額（1 件当たり）
5 k W 以上 1 0 k W 未満	6 0 , 0 0 0

別表第 2 （第 6 条関係）

単位

円

最大出力値	補助金額（1 件当たり）
3 k W 未満	2 1 0 , 0 0 0
3 k W 以上 6 k W 未満	4 2 0 , 0 0 0
6 k W 以上 1 0 k W 未満	7 0 0 , 0 0 0